

◎地方税法等の一部を改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第四号)

一、提案理由(平成二十二年二月十九日・衆議院総務委員会)

○原口国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

支え合う社会を実現するとともに、経済、社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。個人住民税については、十六歳未満の扶養親族に係る扶養控除を廃止するとともに、十六歳以上十九歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上

乗せ部分を廃止することとしております。これらの改正は、平成二十四年度分の個人住民税から適用することとしております。

その二は、自動車関連諸税の改正であります。軽油引取税については、現行の十年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持するほか、揮発油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置を創設することとしております。また、自動車取得税については、現行の十年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとし、自動車重量譲与税については、自動車重量税の税率の引き下げに伴い地方に減収が生じることのないよう、自動車重量譲与税の譲与割合を三分の一から千分の四百七に引き上げることとしております。

その三は、地方のたばこ税の改正であります。道府県たばこ税については千本当たり四百三十円、市町村たばこ税については千本当たり千三百二十円、税率をそれぞれ引き上げることとしております。

その四は、地方税における税負担軽減措置等の透明化に関する措置の創設であります。地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進するため、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する

る報告書を作成し、国会へ提出することとしております。

その他、税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二二年三月二日)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました三案につきまして申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案の要旨について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設など、所要の措置を講じようとするものであります。

(略)

両案は、去る二月十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十九日原口総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十四日、三月一日及び本日質疑を行いましたところ、両案は賛成多数をもつていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

(略)

○決議(平成二二年三月二日)

地方公共団体が安定的かつ充実した行財政運営を行い得る地方税財政基盤を早期に確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

一 現下の厳しい経済環境の下において、地方財政の収支の悪化が急激に進み、地方の疲弊も極めて深刻化していることにかんがみ、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額

の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含め、国、地方を通ずる抜本的な見直しを検討すること。

二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を観点に立って、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

三 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

四 地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、特に財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。

五 政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併当時に予想できなかった社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことにかんがみ、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財

政運営に不測の支障が生じることがないように、適切な措置を講ずること。

右決議する。

三、参議院総務委員長報告(平成二年三月二十四日)

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方たばこ税の税率引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に出す措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うとするものであります。

………(略)………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、住民税の扶養控除見直しと子ども手当創設との峻別の必要性、地方交付税増額が地方の自由になる財源増額とならない地方財政計画の問題点、民主党ニフェストでの暫定税率廃止と現行税負担水準維持との矛盾、たばこ税増税に伴う葉たばこ農家等への支援策、地方交付税の削減過程と臨時財政対策債の功罪、住民

税に係る制度改正が低所得者の生活に与えた影響等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して磯崎陽輔理事より、地方税法等一部改正案に反対、地方交付税法等一部改正案に賛成、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して武内則男理事より両法律案に賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、地方税法等一部改正案につきましては、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は本法律案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。